

J A 富 山 市 の 現 況

(平成30年度富山市農業協同組合ディスクロージャー誌)

富 山 市 農 業 協 同 組 合

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（平成30年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	6
5. リスク管理の状況	9
6. 自己資本の状況	20
7. 主な事業の内容	21

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	33
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	35
4. 注記表	36
5. 剰余金処分計算書	53
6. 部門別損益計算書	54
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	56

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57
2. 利益総括表	58
3. 資金運用収支の内訳	58
4. 受取・支払利息の増減額	58

III 事業の概況

1. 信用事業	
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	59
② 定期貯金残高	59
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	59
② 貸出金の金利条件別内訳残高	59
③ 貸出金の担保別内訳残高	60
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	60
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	60
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	60

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	61
⑧ リスク管理債権の状況	62
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	62
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	62
○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における 債務者区分」との関係	63
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
⑫ 貸出金償却の額	64
(3) 内国為替取扱実績	64
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	64
② 商品有価証券種類別平均残高	64
③ 有価証券残存期間別残高	64
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	64
② 金銭の信託の時価情報等	64
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティ ブ取引	64
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	65
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	65
(3) 介護共済の介護共済金額保有高	65
(4) 年金共済の年金保有高	65
(5) 短期共済新契約高	66
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	67
(2) 受託販売品取扱実績	67
4. 指導事業	67

IV 経営諸指標

1. 利益率	68
2. 貯貸率・貯証率	68

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	69
2. 自己資本の充実度に関する事項	71
3. 信用リスクに関する事項	72
4. 信用リスク削減手法に関する事項	75
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	76

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	76
8. 金利リスクに関する事項	77

【JAの概要】

1. 機構図	79
2. 役員一覧	80
3. 組合員数	80
4. 組合員組織の状況	80
5. 特定信用事業代理業者の状況	80
6. 地区一覧	80
7. 店舗等のご案内	80

法定開示項目掲載ページ一覧	81
---------------	----

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

平素より農協をご利用いただく皆さま方には農協事業全般にわたり格段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝を申し上げます。

平成30年度は中期経営3カ年計画の最終年度となり、この3年間で農業及び農協を取り巻く環境には大きな変化がありました。

農業においては、TPP協定の発効や行政による米の生産数量目標配分の廃止により今後更なる産地間競争の激化が予想され安定的な需給の確保が求められる一方、農協においては農業者の高齢化により次世代の担い手の確保が課題となっており、我々の果たす役割が一層大きくなっています。

併せて、政府の規制改革推進会議による農協改革集中推進期間が本年5月で最終期限を迎え、農協の自己改革の姿勢と成果が求められる中で、富山市農協はこの3年間「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標に向けて取り組んでまいりました。

昨年開催されました第47回 JA 富山県大会では「自己改革の実践による元気な富山県農業の実現」が決議され、今後も農協が地域農業を支え農業者の所得増大に取り組むとともに、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて創意工夫と組合員との話し合いに基づく自己改革の取り組みを実践していくことが決議されました。

JA富山市におきましてもこの自己改革を実践するため、着実に計画を進めてまいります。

皆様におかれましては、これまで以上に力強いご支援と温かいご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後益々のご繁栄とご健勝・ご多幸をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

富山市農業協同組合
代表理事組合長 中川俊昭

1. 経営方針

1. 農業農村の活性化

- ・担い手の育成・支援
- ・地域農業振興支援事業
- ・地産・地消運動の推進
- ・地域農業を守る受託体制の構築
- ・次世代の組合員づくり

2. 農産物の生産・販売計画

- ・「所得増大」と「生産拡大」に向けた取り組み
- ・高品質米の生産
- ・優良種子の安定生産
- ・園芸の生産振興
- ・1億円産地づくりの推進
- ・まんなか市場・インショップでの販売拡大
- ・畜産の生産振興
- ・確実な生産調整の実施と水田のフル活用
- ・安全・安心な農産物の生産・販売
- ・共同利用生産施設の整備

3. 愛される農協づくりとメンバーシップの強化による協同の理念の実践

- ・営農指導の充実
- ・地域に密着した農協づくり
- ・「食」「農」「協同組合」の理解の醸成
- ・メンバーシップの強化

4. 総合事業基盤の強化と組織基盤の拡充のための健全経営の確立

- ・組合員、利用者の信頼に応える事業の展開
- ・収支・財務の健全化と透明性の高い経営の実現
- ・盤石な経営体質の構築
- ・コンプライアンス態勢の整備・強化

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています

3. 事業の概況（平成30年度）

平成30年度は、水稻作況指数が102となりました。

当組合の出荷数量は85,181俵（60kg）で、出荷契約数量90,320.5俵（60kg）に対して集荷率94.3%、上位等級比率は85.4%（前年86.8%）となりました。

一方、事業の展開では組合員皆様のご理解とご協力を賜りながら計画達成に努力してまいりました結果次のとおりとなりました。

年度末における総資金量は491億3,147万円で、前年度対比5,927万円増加しましたが、当初計画を5億1,923万円下回りました。

調達面では、貯金残高432億5,924万円で、前年度対比3,449万円増加しましたが、当初計画を5億6,075万円下回りました。

運用面では、預金残高363億5,015万円で資金運用となり、前年度対比2億8,761万円増加しましたが、当初計画を9,794万円下回りました。

貸出金残高は60億3,686万円で、前年度対比1億6,195万円減少し、当初計画を4億9,625万円下回りました。

長期共済新契約高（年金共済含む）は118億4,463万円で、前年度対比5億9,698万円増加しました。

購買品供給高は16億9,103万円で、前年度対比1,869万円増加しましたが、当初計画を4,696万円下回りました。

販売品取扱高は19億8,991万円で、前年度対比6,378万円減少し、当初計画を6,770万円下回りました。

収支面では、事業総利益9億3,133万円となり前年度対比1,411万円減少し、当初計画を257万円下回りました。

一方、事業管理費は9億1,838万円で前年度対比2,254万円減少し、当初計画を1,021万円下回りました。

事業総利益から事業管理費を差し引いた事業利益は1,294万円で、事業外・特別損益等を加減した当期剰余金は、5,027万円で前年度対比1,523万円減少し、当初計画を3,908万円上回りました。

剰余金処分案としましては、自己資本の充実と財務の健全化を図るため、長期安定資金として、利益準備金に1,020万円、任意積立金に4,000万円を繰り入れさせていただきますことは、組合員皆様の変わらぬご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

なお、資産査定規程及び金融検査マニュアルの示す基準に準拠し資産（貸出金、経済債権等）の厳格なる自己査定を実施し、不健全債権について内容を精査するとともに、規定通り適切に個別貸倒引当金、一般貸倒引当金とあわせ総額5,565万円の引当金計上となり、金融機関の一員として、いわゆる「不良債権」への引当金計上は十分に積まれています事をご報告申し上げます。

さらに、金融機関の健全性を示すと言われております自己資本比率は、平成30年度決算期末において、21.64%（行政庁が示す基準4%以上、JAバンク自主基準8%以上）であります。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

（信用事業）

J A貯金の商品では、年金・J Aカード・定期積金の獲得に努めた結果、件数・契約額が増となりました。しかし、貯金残高では定期貯金の獲得が伸び悩み前年対比 100.1%の 432 億 5,924 万円で、わずかな伸び率でありました。一方貸出金については、マイカーローン・農業融資は好調でありましたが、住宅ローンの案件が少なかったこと、また繰上償還等により貸付全体の残高は目標を大幅に下回り、前年対比 97.4%の 60 億 3,686 万円となりました。

（共済事業）

J A共済では、組合員・利用者の皆様への 3 Q 訪問等を通じて、一人ひとりのライフプランに合わせた「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供に努めました。新契約実績につきましては、281 万 1,529 ポイントで目標対比 104.1%となりました。長期共済新契約実績は火災や自然災害に対して確かな保障を発揮する建物更生共済の契約増により 170 万 1,697 ポイントで目標対比 113.4%となりました。一方、短期共済新契約実績は 110 万 9,832 ポイントで目標対比 90.5%となりました。期末保有契約高につきましても大量の契約満期到来等による縮小現象に歯止めがかからず減少となりました。また、満期、病気、災害や事故等の共済金として 24 億 5,726 万円（3,336 件）をお支払いさせていただきました。

（購買事業）

生産資材につきましては、農協独自である大型規格による生産コストの低減ならびに農作業の省力化となる商品の供給に努めてまいりました。

生活物資につきましては、組合員ならびに利用者の皆様のあらゆる商品需要にお応えできるよう臨んでまいりました結果、購買供給高 16 億 9,103 万円で目標対比 97.3%、前年対比 101.1%となりました。

（販売事業）

販売実績につきましては、販売総額 19 億 8,991 万円で、前年度対比 96.8%の結果となり 6,379 万円の増加となりました。

米の出荷数量は 85,181 俵/60 kg で、出荷契約数量 90,320.5 俵/60 kg に対して集荷率 94.3%でした。

米以外では、大麦 15,912kg、大豆 6,144 袋（30 kg）、水稻種子 739,200kg、大麦種子 30,050kg、大豆種子 40,770kg、屑米 323,998kg を販売しました。

また、野菜・花きは 7,878 万円、畜産物は 1 億 4,765 万円を販売しました。

(倉庫事業)

ラック式全自動低温倉庫や低温および準低温倉庫での保管により米の品質の保持に努めました。
年度末の保管米は 27,481 俵 (60kg) で前年度と比較して 10,371.5 俵の減となりました。

(利用事業)

① 育苗センター

芽出苗 4,621 箱、硬化苗 69,035 箱で合計 73,656 箱を生産し良質苗の生産出荷に努めました。

② 共同乾燥調製施設

ライスセンターの乾燥・調製は次のとおりであります。

米 (30 kg)	本年度	前年度
東部 R C	22,499 袋	21,562 袋
中部 R C	13,985 袋	15,092 袋
西部 R C	10,156 袋	7,890 袋
南部 R C	18,883 袋	22,244 袋
計	65,523 袋	66,788 袋

① 種子調製施設 (新保)

優良種子の生産に努め、水稻種子 685,520 kg、大麦種子 30,050 kg を選別出荷しました。

② 大豆選別施設

優良品質の均一化に努め、224,310 kg を選別出荷しました。

(宅地等供給事業)

組員及び地域の皆様の不動産相談についてご協力をさせて頂き、様々なご相談を通じての事業運営をさせて頂きました。

(指導事業)

① 営農改善事業

今年度は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」へのさらなる挑戦に向け、生産者への総合事業提案やマーケットインに基づく生産・販売の強化に取り組みました。また、地域農業の発展を目指す自己改革の取り組みとして、地域農業を支える担い手農家の育成や新規就農者への支援、各地区運営委員会や農業者協議会との連携による管内農地を守るための受託体制の維持強化に努めました。

主穀作部門では、大豆・大麦等の戦略作物の推進をはじめとして、政府備蓄米・加工用米の出荷枠を

確保し、確実な生産調整を実施し、農地のフル活用による農家所得向上に努めました。また、今年度より本格的生産が始まった富山米トップブランド『富富富』生産の取り組みや、契約栽培米として【ゆうだい 21】の生産により、品種の幅が広がったことで、経営実態に応じた品種選択が可能となり、品質及び収量の向上を図るための生育調査及び栽培研修会を実施し、販売額の高位安定化に努めました。

園芸部門では、種苗懇談会や栽培講習会を開催し、品質及び出荷量の向上に努めました。

また、園芸作物の生産・販売の拡大に向け、インショップ販売の拡充や個々の経営内容に応じた園芸作物生産の提案による園芸生産者の掘り起こしや育成に努めました。

畜産部門では、廃業による販売利用高の減少が続いていますが、畜産農家と一体となり、技術取得や経営改善の研修を行い、畜産振興・維持に努めました。

② 生活文化事業

日帰り人間ドック検診の受診者拡大に努め、低額負担で受診できるよう助成金による支援を行いながら、病気の早期発見・治療、生活習慣病の要因改善など組合員の健康管理支援に努めました。また、地域の方々に広く農協事業を理解して頂くことを目的とした「とやまのゆる活」講座を開催し、料理教室等を実施し、一般消費者への農協事業の広報や食の安全性・農業の重要性についての啓蒙に努めました。

③ 教育情報事業

農協青年部等の協力を得て、小学生を対象とした農作業体験や食農教育活動を積極的に実施し、子供たちの農産物への関心を高めるとともに、農産物生産に携わる人々の努力を知り、感謝の気持ちを育てる活動に努めました。

また、農業祭及び支店感謝祭、農産物直売所の定期的なイベントを企画、開催し、農産物の消費拡大・地産地消の取り組み推進や地域の多様な組織と連携しながら、「食」と「農」をテーマとする地域イベントへ参加し、一般消費者への農協事業の広報活動に努めました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当 J A は、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・ 新品種米ゆうだい 2 1 ・ 富富富の生産拡大
- ・ 直売所を中心とした園芸作物振興
- ・ 主穀作農家の複合経営化の推進

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・ 生産履歴記帳運動
- ・ 農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・ 小学校等での田植え体験授業
- ・ J A 直売所による地産地消促進
- ・ 農業祭の開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、43,259 百万円（うち定期積金の残高は 1,634 百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	35,532 百万円
そ の 他	7,726 百万円
合 計	43,259 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

（1）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、6,036 百万円となっております。

J Aは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,733 百万円
そ の 他	1,303 百万円
合 計	6,036 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、① J A等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・学校給食への地元農産物の提供支援
- ・税務相談会の開催
- ・「とやまのゆる活」の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・年金友の会

① 総会及び親睦会

日時：平成30年6月20日（水）～7月4日（水）

場所：氷見温泉郷うみあかり 参加人数 404名

(3) 情報提供活動

- ・J A広報誌「農協だより」の発刊

◇ 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に組み組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施して専門知識の習得を図り、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、J Aバンク農業金融プランナーを9人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取り組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJ Aバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

富山県J Aにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進 するため、J Aバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及び

A L M委員会等で決定した運用方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J Aでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 J Aでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J Aでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

- ・信用事業

金融共済部 金融課（電話：076-429-7501（月～金 9時～17時 祝祭日を除く））

- ・共済事業

金融共済部 共済課（電話：076-429-7502（月～金 9時～17時 祝祭日を除く））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

（一社）JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）

※ 平成31年4月1日以降、富山県JAバンク相談所は、（一社）JAバンク相談所へ運営を移管しております。

- ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：0120-159-700）

（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：0570-078325）

（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

富山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネーロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

◇ 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

富山市農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

富山市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
- （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- （３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7条に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当ＪＡでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当ＪＡの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当ＪＡは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

富山市農業協同組合 本店 総務課

電話番号／076-429-7555

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、8時30分 ～ 17時

◇ 内部監査体制等

当 J A では、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	監査室	計
H30.4/3～4/6	平成29年度決算監事監査(全部門)	12	8	20
H30.6/5～6/12	内部監査Ⅰ		18	18
H30.10/4～10/10	平成30年度上半期仮決算監事監査(全部門)	16	8	24
H30.11/19～11/22	内部監査Ⅱ		9	9
H30.12/21	内部監査Ⅲ(無通告監査)		2	2
H31.1/15～1/21	内部監査Ⅳ		14	14
監査延べ人数		28	59	87

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成３１年２月末における自己資本比率は、２１．６４％となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	富山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	４，７２８百万円（前年度４，６８２百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌25ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌26ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌27ページから29ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌30ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

組合員や地域住民の皆様が生産に必要な資材のほか、生活耐久材などの生活物資を購入しています。もともと、購買とは「買い取る・買い入れる」という意味で、J Aが物資を購入（計画的な大量購入による安い価格での仕入れ）し、流通経費を節約し、安価で安心な品質の良い品物を安定的に皆様に供給しています。

◇ 販売事業

組合員の皆様が生産された農畜産物を共同販売しています。

また、計画的な出荷によって市場で有利な販売を行い、その代金を生産者の方々に精算しています。

◇ 保管事業

組合員の皆様が生産され検査を受けた米・大豆等を出荷までの間、品質を保持するよう適切に保管しています。

◇ 利用事業

生産や生活に必要な施設を共同利用施設として設置することで、組合員の皆様に利便を提供しています。（育苗センター、ライスセンター、種子センター）

◇ 旅行センター

J A旅行センターでは農協観光とオンラインで結び、観光地・ホテル・航空券・JR切符・貸切バスなどの照会、予約、クーポン発券等の国内旅行に関する手配について個人から団体まで広く取り扱いしています。

また、海外旅行についても、ハネムーンやツアー旅行も取り扱っています。

◇ 宅地等供給事業

不動産センターでは賃貸住宅、賃貸施設、定期借地権等を活用した多用な土地利用型複合事業の提案や土地の売却・取得等組合員ニーズに対応出来る情報収集体制と内部体制の整備を図り、信用に基づく事業を行っています。

〔指導事業〕

組合員の皆様が、効率よく営農活動（農畜産物の栽培や飼育）や生活活動（日々の暮らし）を行えるよう、各事業と密接に連携してサポートしています。

◇ **営農指導事業**

地域農業の振興のため、組合員や地域住民の皆様のライフスタイルに応じた農業支援を行っています。

◇ **生活指導事業**

組合員や地域住民の皆様の暮らしと健康を守るための活動や、多彩で豊かな暮らし作りに向けての活動を行っています。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を２つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【主な貯金商品】

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円以上
貯 蓄 貯 金		お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1 円以上
当 座 貯 金		お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パー 定 期		お預け入れは1 円からという手軽な定期貯金で、お預け入れ期間3 年以上の場合は有利な半年複利も選択できます。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1 円以上
J A 年 金 定 期		J A 富山市で年金をお受け取りの方限定で、お得な金利となる定期貯金です。お楽しみ抽選権付き定期貯金「結いの恵み」もご選択いただけます。	1 ヶ月以上 1 年以内	1 円以上 300 万円以内
大 口 定 期		1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000 万円 以上
期 日 指 定 定 期 貯 金		お利息が1 年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1 年たてば1 ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金（1 万円以上）の一部引き出しもできます。	最長3 年	1 円以上
変 動 金 利 型 定 期 貯 金		市場金利に応じて6 ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1 年・2 年 ・3 年	1 円以上
据 置 定 期 貯 金		6 か月の据置期間経過後であれば、いつでもお引き出しいただけます。半年ごとの複利計算となります。	最長5 年	1 円以上
決 済 用 貯 金 (普 通 貯 金)		利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円以上
定 期 積 金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1 回 1,000 円 以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 回 1 円以上
	財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60 才以降に年金としてお受取りできます。また、住宅財形と合せて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上
	住 宅 財 形 貯 金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合わせて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 在学中の方でもご利用になれます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局、コンビニのATMでご利用できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和元年6月1日現在）には、消費税等（8%）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類			手 数 料					
振 込 手 数 料			当 JA 同一店舗内	当 JA 本支所間	系統金融機関		他金融機関	
	電信	5 万円未満	216 円	324 円	648 円		648 円	
		5 万円以上	432 円	540 円	864 円		864 円	
	文書	5 万円未満	216 円	324 円	648 円		540 円	
		5 万円以上	432 円	540 円	864 円		756 円	
	自動化 機械		当 JA 同一店舗内	当 JA 本支所間	系統金融機関		他金融機関	
					県内 JA	県外 JA		
			1 万円未満	無料	108 円	108 円	108 円	216 円
			1 万円以上 3 万円未満	無料	108 円	108 円	216 円	270 円
		3 万円以上	無料	108 円	216 円	324 円	432 円	
	インターネット バンキング [※] 利用		県内 JA		県外 JA		他金融機関	
		1 万円未満	無 料		108 円		216 円	
		1 万円以上 3 万円未満	無 料		216 円		270 円	
		3 万円以上	無 料		324 円		432 円	
代金取立手数料			本支所間		富山交換所内		富山交換所外	
		普 通	無 料		無 料		648 円	
		至 急					864 円	
		キズカ	648 円					
保証小切手発行手数料		1 枚	540 円 （但し J A 都合は無料）					
送金・振込・取立の 組戻・返却		1 件（1 通）	648 円					
給与振込		無 料						
他行宛地方税 振込手数料		216 円						

※ 系統金融機関とは、県内 JA・県外 JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ A T M利用手数料（平成 31 年 4 月 1 日現在）

J A 富山市のキャッシュカードで A T Mをご利用になる場合の利用手数料は次のとおりです。

● 富山県内 J A の A T M利用

		出金	入金
平日	8:00 ～ 21:00	無 料	無 料
土曜	8:45 ～ 17:00	無 料	無 料
日曜・祝日	8:45 ～ 17:00	無 料	無 料

● ご利用可能時間帯のご案内

設置店舗	稼働時間	
南支店 中央支店	平日	8:00 ～ 21:00
	土曜・日曜・祝日	8:00 ～ 21:00

設置店舗	稼働時間	
燃料センター （給油所）	平日	8:00 ～ 19:00
	土曜・日曜・祝日	8:00 ～ 19:00

● セブン銀行（セブンイレブン）・ローソン・ファミリーマート等の A T M利用

		出金	入金
平日	8:00 ～ 8:45	1 0 8 円	1 0 8 円
	8:45 ～ 18:00	無 料	無 料
	18:00 ～ 21:00	1 0 8 円	1 0 8 円
土曜	9:00 ～ 14:00	無 料	無 料
	14:00 ～ 17:00	1 0 8 円	1 0 8 円
日曜・祝日	9:00 ～ 17:00	1 0 8 円	1 0 8 円

● ゆうちょ銀行の A T M利用

		出金	入金
平日	8:00 ～ 8:45	2 1 6 円	1 0 8 円
	8:45 ～ 18:00	1 0 8 円	1 0 8 円
	18:00 ～ 21:00	2 1 6 円	1 0 8 円
土曜	8:00 ～ 9:00	2 1 6 円	1 0 8 円
	9:00 ～ 14:00	1 0 8 円	1 0 8 円
	14:00 ～ 21:00	2 1 6 円	1 0 8 円
日曜・祝日	8:00 ～ 21:00	2 1 6 円	1 0 8 円

※セブン銀行（セブンイレブン）・ゆうちょ銀行 A T Mは通帳での取引（記帳等）は出来ません。

○ その他提携金融機関の A T M利用

お引き出しについて、地方銀行・都市銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫・コンビニ A T M等でご利用いただけます。
利用手数料は金融機関によって異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関にお尋ねください。

○ その他の諸手数料

種 類		手 数 料
手形・小切手関係手数料	約束・為替手形帳 1 冊（5 0 枚）	1, 0 8 0 円
	小切手帳 1 冊（5 0 枚）	1, 0 8 0 円
その他	保証小切手発行手数料 1 枚	5 4 0 円
	残高証明書発行手数料 1 通	5 4 0 円
	証書・通帳再発行手数料 1 枚（冊）	1, 0 8 0 円
	キャッシュカード再発行手数料 1 枚	1, 0 8 0 円
	J A ネットバンクサービス利用手数料 月額	無 料

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
医療共済	病気やケガによる入院、手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がんなどの3大疾病における保障を充実させることもできます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済【むてきプラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	29年度	30年度		29年度	30年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	42,646,243	42,808,933	1. 信用事業負債	43,379,417	43,375,171
(1) 現金	202,831	235,171	(1) 貯金	43,224,748	43,259,241
(2) 預金	36,062,543	36,350,154	(2) 借入金	10,710	8,568
系統預金	36,062,537	36,331,425	(3) その他の信用事業負債	143,958	107,362
系統外預金	5	18,728	未払費用	21,152	12,400
(3) 貸出金	6,198,819	6,036,861	その他の負債	122,806	94,962
(4) その他の信用事業資産	227,434	228,936	2. 共済事業負債	207,708	214,303
未収収益	219,456	222,002	(1) 共済借入金	6,464	-
その他の資産	7,978	6,933	(2) 共済資金	112,811	128,848
(5) 貸倒引当金	△ 45,385	△ 42,189	(3) 共済未払利息	70	-
2. 共済事業資産	6,622	79	(4) 未経過共済付加収入	88,274	85,349
(1) 共済貸付金	6,511	-	(5) その他の共済事業負債	87	104
(2) 共済未収利息	70	-	3. 経済事業負債	219,861	201,318
(3) その他の共済事業資産	62	79	(1) 経済事業未払金	199,590	181,970
(4) 貸倒引当金	△ 22	-	(2) 経済受託債務	20,270	19,348
3. 経済事業資産	1,010,366	1,016,475	4. 雑負債	69,217	120,844
(1) 経済事業未収金	178,596	176,936	(1) 未払法人税等	2,667	4,070
(2) 経済受託債権	641,566	618,951	(2) その他の負債	66,550	116,773
(3) 棚卸資産	202,354	230,902	5. 諸引当金	514,711	501,857
購買品	202,354	230,902	(1) 賞与引当金	15,387	15,502
(4) その他の経済事業資産	3,122	3,143	(2) 退職給付引当金	482,877	467,942
(5) 貸倒引当金	△ 15,273	△ 13,458	(3) 役員退職慰労引当金	16,447	18,412
4. 雑資産	78,747	81,267	負債の部合計	44,390,917	44,413,495
5. 固定資産	2,035,671	1,936,004	(純資産の部)		
(1) 有形固定資産	2,034,244	1,934,619	1. 組合員資本	4,681,283	4,717,979
建物	2,401,722	2,230,735	(1) 出資金	1,122,954	1,132,020
機械装置	828,195	825,394	(2) 資本準備金	8,882	8,882
土地	688,132	686,847	(3) 利益剰余金	3,553,076	3,581,070
その他の有形固定資産	702,011	670,989	利益準備金	1,202,800	1,216,800
減価償却累計額	△ 2,585,817	△ 2,479,348	その他利益準備金	2,350,276	2,364,270
(2) 無形固定資産	1,427	1,385	肥料協同購入積立金	1,424	1,424
6. 外部出資	3,148,031	3,148,031	税効果調整積立金	146,519	140,683
系統出資	3,071,341	3,071,341	リスク管理積立金	300,000	330,000
系統外出資	73,840	73,840	電算システム機能強化等積立金	100,000	100,000
子会社等出資	2,850	2,850	施設整備積立金	450,000	450,000
7. 繰延税金資産	146,519	140,683	特別積立金	1,197,600	1,197,600
			当期末処分剰余金	154,733	144,562
			(うち当期剰余金)	(65,513)	(50,277)
			(4) 処分未済持分	△ 3,629	△ 3,993
			純資産の部合計	4,681,283	4,717,979
資産の部合計	49,072,201	49,131,474	負債及び純資産の部合計	49,072,201	49,131,474

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	29年度	30年度		29年度	30年度
1. 事業総利益	945,450	931,334	(9) 保管事業収益	34,378	30,510
(1) 信用事業収益	370,355	354,987	(10) 保管事業費用	10,500	10,752
資金運用収益	343,846	338,613	農業倉庫事業総利益	23,877	19,758
(うち預金利息)	194,778	196,395	(11) 加工・利用事業収益	141,876	148,793
(うち貸出金利息)	124,896	118,961	(12) 加工・利用事業費用	86,114	90,707
(うちその他受入利息)	24,170	23,256	加工・利用事業総利益	55,762	58,085
役務取引等収益	9,653	10,313	(13) 宅地等供給事業収益	6,212	7,465
その他経常収益	16,855	6,061	(14) 宅地等供給事業費用	371	392
(2) 信用事業費用	56,193	47,048	宅地等供給事業総利益	5,840	7,073
資金調達費用	24,653	15,560	(15) その他事業収益	30,486	34,232
(うち貯金利息)	22,212	13,692	(16) その他事業費用	15,005	14,641
(うち給付補填備金繰入)	1,934	1,515	その他事業総利益	15,481	19,591
(うちその他支払利息)	505	353	(17) 指導事業収入	13,100	13,788
役務取引等費用	2,765	2,910	(18) 指導事業支出	29,050	32,134
その他経常費用	28,774	28,576	指導事業収支差額	△ 15,949	△ 18,345
(うち貸倒引当金繰入額)	△ 1,075	△ 3,195	2. 事業管理費	940,925	918,385
信用事業総利益	314,161	307,939	(1) 人件費	622,701	618,123
(3) 共済事業収益	224,996	222,848	(2) 業務費	82,218	80,140
共済付加収入	213,252	209,707	(3) 諸税負担金	54,891	37,130
共済貸付金利息	139	12	(4) 施設費	175,775	176,557
その他の収益	11,604	13,128	(5) その他事業管理費	5,339	6,434
(4) 共済事業費用	8,474	8,820	事業利益	4,524	12,948
共済借入金利息	139	12	3. 事業外収益	58,422	56,355
共済推進費	5,656	6,102	(1) 受取出資配当金	41,093	40,877
共済保全費	26	26	(2) 賃貸料	14,582	13,716
その他の費用	2,652	2,678	(3) 雑収入	2,746	1,761
(うち貸倒引当金繰入額)	4	△ 22	4. 事業外費用	6,197	1,306
共済事業総利益	216,521	214,028	(1) 寄付金	47	60
(5) 購買事業収益	1,745,896	1,753,471	(2) 雑損失	6,149	1,246
購買品供給高	1,672,343	1,691,034	経常利益	56,749	67,998
修理サービス料	47,631	41,739	5. 特別利益	99,810	89,426
その他の収益	25,922	20,697	(1) 固定資産処分益	84,005	85,571
(6) 購買事業費用	1,497,635	1,515,775	(2) 育苗ハウス共済金	15,804	3,855
購買品供給原価	1,464,813	1,483,883	6. 特別損失	72,450	94,795
購買品供給費	9,621	7,454	(1) 固定資産処分損	47,167	60,940
その他の費用	23,200	24,437	(2) 固定資産圧縮損	25,283	3,855
(うち貸倒引当金繰入額)	△ 3,310	△ 1,730	(3) 圧縮特別勘定繰入		30,000
購買事業総利益	248,261	237,696	税引前当期利益	84,109	62,628
(7) 販売事業収益	86,364	89,044	7. 法人税・住民税及び事業税	2,845	6,515
販売手数料	74,829	76,722	8. 法人税等調整額	15,751	5,836
その他の収益	11,534	12,321	法人税等合計	18,596	12,351
(8) 販売事業費用	4,870	3,537	当期剰余金	65,513	50,277
その他の費用	4,870	3,537	前期繰越剰余金	73,469	88,449
(うち貸倒引当金繰入額)	703	△ 115	目的積立金取崩額	15,751	5,836
販売事業総利益	81,493	85,506	当期末処分剰余金	154,733	144,562

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	29年度	30年度		29年度	30年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	84,110	62,629	その他の資産の純増(△)減	1,386	△ 2,558
減価償却費	101,946	99,712	その他の負債の純増減(△)	△ 19,928	55,814
減損損失	-	-	未払消費税等の増減(△)額	67,462	△ 6,934
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 3,679	△ 5,034	信用事業資金運用による収入	364,103	335,977
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 7,546	115	信用事業資金調達による支出	△ 35,428	△ 24,642
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 34,395	△ 14,935	共済貸付金利息による収入	123	71
その他引当金等の増減額(△は減少)	2,960	1,965	共済借入金利息による支出	△ 123	△ 71
信用事業資金運用収益	△ 343,846	△ 338,613	事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	-
信用事業資金調達費用	24,653	15,561	小 計	△ 4,345	429,663
共済貸付金利息	△ 140	-	雑利息及び出資配当金の受取額	41,093	40,878
共済借入金利息	140	-	雑利息の支払額	0	1
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 41,093	△ 40,878	法人税等の支払額	△ 7,074	△ 5,112
支払雑利息	-	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	29,674	465,430
有価証券関係損益(△は益)	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益(△は益)	△ 84,006	△ 85,571	有価証券の取得による支出	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	18,785	有価証券の売却による収入	-	-
その他固定資産関係損益(△は益)	52,265	-	有価証券の償還による収入	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			補助金等の受入による収入	-	3,855
貸出金の純増(△)減	164,149	161,957	固定資産の取得による支出	△ 186,435	△ 72,233
預金の純増(△)減	△ 300,000	200,000	固定資産の売却による収入	153,504	135,119
貯金の純増減(△)	199,965	34,492	外部出資による支出	-	-
信用事業借入金の純増減(△)	△ 2,142	△ 2,142	外部出資の売却等による収入	-	-
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 1,242	1,112	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 32,931	66,741
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 15,867	△ 27,491	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			設備借入れによる収入	-	-
共済貸付金の純増(△)減	△ 1,374	6,511	設備借入金の返済による支出	49,595	57,848
共済借入金の純増減(△)	1,328	△ 6,465	出資の増額による収入	△ 38,980	△ 47,420
共済資金の純増減(△)	9,465	16,038	出資の払戻しによる支出	-	-
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 7,417	△ 2,925	持分の譲渡による収入	△ 3,629	△ 3,993
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	3,823	3,629
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	4,225	1,661	出資配当金の支払額	△ 11,096	△ 22,284
経済受託債権の純増(△)減	△ 192,889	22,614	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 287	△ 12,220
棚卸資産の純増(△)減	△ 12,022	△ 28,547	4. 現金及び現金同等物の増加額	△ 3,544	519,951
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	12,709	△ 17,620	5. 現金及び現金同等物の期首残高	1,068,919	1,065,375
経済受託債務の純増減(△)	7,803	△ 923	6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,065,375	1,585,326

4. 注記表

(平成29年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 子会社株式及び : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（農機具製品、自動車）

…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）

…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

また、少額減価償却資産は法人税法の規定により償却しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第 57 条の 9 により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,530,876 千円（うち当期圧縮記帳額 25,283 千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 695,250 千円、構築物 19,760 千円、機械及び装置 781,851 千円（うち当期圧縮記帳額 9,478 千円）、車両運搬具 5,237 千円、器具備品 28,777 千円（うち当期圧縮記帳額 15,804 千円）

(2) 担保に供している資産

預金 1,900,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	2,768 千円
金銭債務	10,768 千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 1,523 千円

金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。延滞債権額は 98,953 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 98,373 千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 197,326 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	21,298 千円
うち事業取引高	21,298 千円
②子会社との取引による費用総額	10,482 千円
うち事業取引高	10,482 千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が12,572千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	36,062,543	36,055,289	△7,254
貸出金	6,199,803		
貸倒引当金	△45,388		
貸倒引当金控除後	6,154,415	6,274,254	119,839
資産計	42,215,958	42,329,543	113,585
貯金	43,224,748	43,235,763	11,015
借入金	10,710	10,688	△21
負債計	43,235,458	43,246,451	10,993

※ 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 983 千円を含めています。

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利

金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,148,031

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	36,062,543					
貸出金	941,910	426,347	393,645	350,081	285,050	3,800,480
合計	37,004,453	426,347	393,645	350,081	285,050	3,800,480

※ 貸出金のうち、当座貸越 225,634 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※ 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,303 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	35,346,780	3,190,302	4,126,205	187,022	244,203	130,233

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	517,273 千円
退職給付費用	38,151 千円
退職給付の支払額	△70,177 千円
特定退職共済制度への拠出金	△2,370 千円
期末における退職給付引当金	482,877 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	529,475 千円
特定退職共済制度	△46,598 千円
未積立退職給付債務	482,877 千円
退職給付引当金	482,877 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	38,151 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,181 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 29 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 110,687 千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	10,362 千円
賞与引当金	4,877 千円
役員退職慰労引当金	4,539 千円
退職給付引当金	133,274 千円
J Aバンク支援積立金	6,034 千円
減損損失否認	17,750 千円
その他	7,825 千円
繰延税金資産小計	184,662 千円
評価性引当額	△38,143 千円
繰延税金資産合計 (A)	146,519 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	146,519 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.7%
住民税均等割等	3.2%
評価性引当額の増減	△8.1%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.1%

(3) 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しています。

(平成30年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）

(1) 子会社株式及び : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの : 移動平均法による原価法

②棚卸資産

購買品（農機具製品、自動車）

…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）

…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

この基準に基づき、当事業年度は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,387,520千円（うち当期圧縮記帳額3,855千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620千円、構築物 19,760千円、機械及び装置 724,519千円（うち当期圧縮記帳額2,250千円）、車両運搬具 5,237千円、器具備品 30,382千円（うち当期圧縮記帳額1,605千円）

(2) 担保に供している資産

預金 1,900,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	5,193千円
金銭債務	10,229千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権・金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうち、リスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は 63,709 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 63,709 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

①子会社との取引による収益総額	37,649 千円
うち事業取引高	37,649 千円
②子会社との取引による費用総額	13,380 千円
うち事業取引高	13,380 千円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金で

あり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が5,843千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	36,350,154	36,342,145	△8,009
貸出金	6,037,649		
貸倒引当金	△42,192		
貸倒引当金控除後	5,995,457	6,106,754	111,297
資産計	42,345,611	42,448,899	103,288
貯金	43,259,241	43,272,090	12,849
借入金	8,568	8,566	△1
負債計	43,267,809	43,280,656	12,847

※ 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 787 千円を含めています。

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利

金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,148,031

※ 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	36,350,154					
貸出金	938,599	416,467	375,556	316,908	275,325	3,714,002
合計	37,288,753	416,467	375,556	316,908	275,325	3,714,002

※ 貸出金のうち、当座貸越 217,477 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	35,110,256	4,180,469	3,308,279	263,945	273,299	122,990

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	482,877 千円
退職給付費用	36,614 千円
退職給付の支払額	△49,095 千円
特定退職共済制度への拠出金	△2,454 千円
期末における退職給付引当金	467,942 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	512,006 千円
特定退職共済制度	△44,063 千円
未積立退職給付	467,942 千円
退職給付引当金	467,942 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	36,614 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,229 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 106,859 千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	9,252 千円
賞与引当金	4,915 千円
役員退職慰労引当金	5,082 千円
退職給付引当金	129,152 千円
J Aバンク支援積立金	6,093 千円
減損損失否認	13,257 千円
その他	8,143 千円
繰延税金資産小計	175,894 千円
評価性引当額	△35,211 千円
繰延税金資産合計	140,683 千円
繰延税金資産の純額	140,683 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.0%
住民税均等割等	4.3%
評価性引当額の増減	△6.2%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.7%

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	29年度	30年度
1. 当期末処分剰余金	154,733	144,562
計	154,733	144,562
2. 剰余金処分別	66,284	61,445
(1) 利益準備金	14,000	10,200
(2) 任意積立金	30,000	40,000
うちリスク管理積立金	30,000	40,000
(3) 出資配当金	22,284	11,245
うち普通出資に対する配当金	22,284	11,245
(4) 事業分量配当金	-	-
3. 次期繰越剰余金	88,449	83,117

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成29年度 2.0% 平成30年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動に備え農家負担の軽減を図り、農家の経営安定に資するため	1,424千円 肥料価格が上昇し、農家負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立額を限度として価格上昇分を取崩す
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	繰延税金資産の減少が生じたときの当該金額
リスク管理積立金	有価証券のリスク負担、外部出資、貸出金等不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、事務リスク、米の販売業務における急激な価格変動、これら損失発生への補填に備え、自己資本を充実し経営の健全性を確保するため	4億円 有価証券運用を上回る売却損、評価損が生じた場合、自己査定による貸出金及び外部出資等の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、事務リスク、米の精算にかかる損失が生じた場合
電算システム機能強化等積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備えるため	1億円 次期JASTEMシステム等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合
施設整備積立金	各施設の取壊し、取得及び減価償却費、保守修繕等にかかる経費負担に備えるため	5億円 施設の取壊し、取得、減価償却費、保守修繕等で多額の費用を要したとき、相当額を取崩す

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成29年度 4,000千円

平成30年度 3,000千円

6. 部門別損益計算書
(29年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益	①	2,653,667	370,355	224,997	1,193,431	851,783	13,100	
事業費用	②	1,708,216	56,193	8,475	881,675	732,812	29,062	
事業総利益 (①-②)	③	945,451	314,162	216,522	311,756	118,971	△ 15,962	
事業管理費	④	940,925	211,634	134,643	334,949	190,479	69,219	
(うち減価償却費)	⑤	101,946	13,285	6,332	67,010	12,687	2,632	
(うち人件費)	⑥	622,700	130,894	104,269	190,817	142,348	54,372	
うち共通管理費	⑦		60,963	34,481	91,261	33,654	9,517	▲ 229,876
(うち減価償却費)	⑧		10,778	6,096	16,134	5,950	1,683	▲ 40,641
(うち人件費)	⑨		25,917	14,670	38,827	14,376	4,010	▲ 97,800
事業利益 (③-④)	⑩	4,524	102,528	81,879	△ 23,193	△ 71,508	△ 85,181	
事業外収益	⑪	58,422	35,827	10,445	8,857	2,540	757	
うち共通分	⑫		4,024	2,276	6,023	2,222	628	▲ 15,173
事業外費用	⑬	6,197	2,197	1,123	1,384	1,004	489	
うち共通分	⑭		460	261	648	296	72	▲ 1,737
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	56,749	136,158	91,201	△ 15,720	△ 69,972	△ 84,913	
特別利益	⑯	99,810	21,962	12,316	49,576	12,519	3,438	
うち共通分	⑰		21,686	12,266	32,465	11,973	3,386	▲ 81,776
特別損失	⑱	72,450	12,509	7,075	44,008	6,906	1,953	
うち共通分	⑲		12,509	7,075	18,725	6,906	1,953	▲ 47,168
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	84,109	145,611	96,442	△ 10,152	△ 64,359	△ 83,428	
営農指導事業分配賦額	㉑		9,094	4,088	55,396	14,850	△ 83,428	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	84,109	136,517	92,354	△ 65,548	△ 79,209		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共 通 管 理 費 等	26.5	15.0	39.7	14.7	4.1	100.0
営 農 指 導 事 業	10.9	4.9	66.4	17.8		100.0

(30年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益	①	2,655,143	354,988	222,849	1,221,128	842,390	13,788	
事業費用	②	1,723,805	47,048	8,820	905,313	730,490	32,134	
事業総利益 (①-②)	③	931,334	307,940	214,029	315,815	111,900	△ 18,346	
事業管理費	④	918,386	205,577	135,512	327,390	175,475	76,432	
(うち減価償却費)	⑤	99,712	12,233	7,877	64,333	10,628	4,641	
(うち人件費)	⑥	618,124	132,637	104,890	189,123	131,980	59,494	
うち共通管理費	⑦		50,226	29,445	77,182	27,322	8,779	▲ 192,954
(うち減価償却費)	⑧		6,857	4,020	10,538	3,730	1,199	▲ 26,344
(うち人件費)	⑨		22,636	13,320	34,825	12,276	4,005	▲ 87,062
事業利益 (③-④)	⑩	12,948	102,363	80,517	△ 11,575	△ 63,575	△ 94,778	
事業外収益	⑪	56,355	35,565	9,896	7,950	2,250	700	
うち共通分	⑫		3,990	2,339	6,130	2,169	697	▲ 15,325
事業外費用	⑬	1,306	368	297	434	152	55	
うち共通分	⑭		225	133	348	123	40	▲ 869
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	67,998	137,560	90,116	△ 4,059	△ 61,477	△ 94,133	
特別利益	⑯	89,426	22,274	13,058	36,479	12,117	5,498	
うち共通分	⑰		22,274	13,058	34,229	12,117	3,893	▲ 85,571
特別損失	⑱	94,795	23,672	13,877	40,231	12,877	4,138	
うち共通分	⑲		23,672	13,877	36,376	12,877	4,138	▲ 90,940
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	62,628	136,162	89,297	△ 7,811	△ 62,237	△ 92,773	
営農指導事業分配賦額	㉑		10,112	4,546	61,601	16,514	△ 92,773	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	62,628	126,050	84,751	△ 69,412	△ 78,751		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共 通 管 理 費 等	26.0	15.3	40.0	14.1	4.6	100
営 農 指 導 事 業	10.9	4.9	66.4	17.8		100

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経 常 収 益	3,087	2,865	2,756	2,712	2,711
信 用 事 業 収 益	398	408	387	370	354
共 済 事 業 収 益	239	235	228	224	222
農 業 関 連 事 業 収 益	1,366	1,292	1,264	1,193	1,221
生 活 そ の 他 事 業 収 益	1,020	852	808	851	842
経 常 利 益	25	133	41	56	67
当 期 剰 余 金	13	19	10	84	50
出 資 金	1,108	1,108	1,112	1,122	1,132
(出 資 口 数)	1,108,332	1,108,364	1,112,196	1,122,954	1,132,020
純 資 産 額	4,603	4,613	4,617	4,681	4,717
総 資 産 額	47,888	48,571	48,865	49,072	49,131
貯 金 等 残 高	42,013	42,762	43,024	43,224	43,259
貸 出 金 残 高	6,683	6,421	6,362	6,198	6,036
有 価 証 券 残 高	-	-	-	-	-
剰 余 金 配 当 金 額	10	10	11	22	11
出 資 配 当 額	10	10	11	22	11
事 業 利 用 分 量 配 当 額	-	-	-	-	-
職 員 数	129	129	122	132	128
単 体 自 己 資 本 比 率	26.93	24.04	23.30	21.24	21.64%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の平成 3 0 年 3 月 1 日から平成 3 1 年 2 月 2 8 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 3 1 年 4 月 2 5 日

富山市農業協同組合

代表理事組合長 田 村 長 章

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	29年度	30年度	増 減
資 金 運 用 収 支	319	323	4
役 務 取 引 等 収 支	6	7	1
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 11	△ 22	△ 11
信 用 事 業 粗 利 益	314	307	△ 7
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.75	1	△ 0
事 業 粗 利 益	945	931	△ 14
(事 業 粗 利 益 率)	1.96	2	△ 0

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝(その他事業収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)

4. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	29年度			30年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	41,842	318	0.76	42,262	314	0.74
う ち 預 金	35,544	194	0.55	36,110	196	0.54
う ち 有 価 証 券	－	－	－	－	－	－
う ち 貸 出 金	6,298	124	1.97	6,152	118	1.92
資 金 調 達 勘 定	42,891	22	0.05	43,233	13	0.03
うち貯金・定期積金	42,879	22	0.05	43,223	13	0.03
う ち 借 入 金	12	－	0.00	10	－	0.00
総 資 金 利 ざ や	－		0.22	－		0.24

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	29年度増減額	30年度増減額
受 取 利 息	△ 27	△ 4
う ち 預 金	△ 23	2
う ち 有 価 証 券	－	－
う ち 貸 出 金	△ 4	△ 6
支 払 利 息	△ 6	△ 9
うち貯金・定期積金	△ 6	△ 9
う ち 譲 渡 性 貯 金	－	－
う ち 借 入 金	－	－
差 引	△ 21	△ 21

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位: 百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	13,114	30.6	14,121	32.7	1,007
定 期 性 貯 金	29,733	69.3	29,053	67.2	△ 680
そ の 他 の 貯 金	31	0.1	29	0.1	△ 2
計	42,878	100.0	43,204	100.0	326
譲 渡 性 貯 金	-	0.0	-	0.0	0
合 計	42,878	100.0	43,204	100.0	326

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位: 百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	28,058	100.0	26,858	100.0	△ 1,200
うち 固 定 金 利 定 期	28,058	100.0	26,858	100.0	△ 1,200
うち 変 動 金 利 定 期	0	0.0	0	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
手 形 貸 付	70	81	11
証 書 貸 付	5,978	5,840	△ 138
当 座 貸 越	248	231	△ 17
割 引 手 形	-	-	0
合 計	6,296	6,152	△ 144

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	4,012	65	3,936	65	△ 76
変 動 金 利 貸 出	1,950	31	1,873	31	△ 77
そ の 他 貸 出	236	4	226	4	△ 10
合 計	6,198	100	6,036	100	△ 162

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	159	158	△ 1
有 価 証 券	-	-	0
動 産	-	-	0
不 動 産	280	192	△ 88
そ の 他 担 保 物	-	-	0
小 計	439	350	△ 89
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	3,982	3,803	△ 179
そ の 他 保 証	232	310	78
小 計	4,214	4,113	△ 101
信 用	1,543	1,572	29
合 計	6,198	6,036	△ 162

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	4,261	69	4,015	67	△ 246
運 転 資 金	1,936	31	2,021	33	85
合 計	6,198	100	6,036	100	△ 162

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	29年度		30年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	614	10	525	9	△ 89
林 業	2	0	-	0	△ 2
水 産 業	-	0	-	0	0
製 造 業	569	9	558	9	△ 11
鉱 業	14	0	14	0	0
建 設 ・ 不 動 産 業	460	7	412	7	△ 48
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	55	1	49	1	△ 6
運 輸 ・ 通 信 業	59	1	49	1	△ 10
金 融 ・ 保 険 業	1,065	17	1,093	18	28
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	575	9	565	9	△ 10
地 方 公 共 団 体	-	0	-	0	0
非 営 利 法 人	-	0	-	0	0
そ の 他	2,779	45	2,767	46	△ 12
合 計	6,198	100	6,036	100	△ 162

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
農 業	360	376	16
穀 作	125	108	△ 17
野 菜 ・ 園 芸	-	15	15
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	0
工 芸 作 物	-	-	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	19	16	△ 3
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	0
養 蚕	-	-	0
そ の 他 農 業	215	237	22
農 業 関 連 団 体 等	-	-	0
合 計	360	377	17

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	29年度	30年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	193	213	20
農 業 制 度 資 金	167	164	△ 3
農 業 近 代 化 資 金	136	129	△ 7
そ の 他 制 度 資 金	30	34	4
合 計	360	377	17

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	29年度	30年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	-	-	0
延 滞 債 権 額	98	63	△ 35
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	-	-	0
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	98	-	△ 98
合 計	197	63	△ 134

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29年度	61	14	24	23	61
	30年度	28	7	0	20	28
危 険 債 権	29年度	37	17	17	1	37
	30年度	34	22	11	1	34
要 管 理 債 権	29年度	98	98	-	0	98
	30年度	-	-	-	-	-
小 計	29年度	196	129	41	24	196
	30年度	63	29	11	22	63
正 常 債 権	29年度	6,028				
	30年度	6,000				
合 計	29年度	6,224				
	30年度	6,064				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位:百万円)

自己査定における債務者区分 (対象:総与信)		金融再生法債権区分における 開示債権 (対象:信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象:貸出金)
破綻先	-	破産更正債権及び これらに準ずる債権 28	破綻先債権 -
実質破綻先	33		延滞債権 63
破綻懸念先	40	危険債権 34	
要 注 意 先	要管理先 0	要管理債権 0	3ヵ月以上延滞債権 -
	その他要注意先 19		貸出条件緩和債権 -
	正常先 6,092	正常債権 6,000	
	その他 0		

- 破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
- i 3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
- ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- その他
査定対象外となる国、地方公共団体、被管理金融機関等

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権
三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

- 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破綻先債権及び延滞債権を除く)
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く)

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	23	23	—	23	23	23	22	—	23	22
個別貸倒引当金	41	37	—	41	37	37	33	—	37	33
合 計	64	60	—	64	60	60	55	—	60	55

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	29年度	30年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		29年度		30年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	5,408	41,442	5,404	39,092
	金 額	3,224	7,512	3,531	8,369
代金取立為替	件 数	0	8	1	0
	金 額	—	11	0	—
雑 為 替	件 数	777	364	682	361
	金 額	125	8	55	6
合 計	件 数	6,185	41,814	6,087	39,453
	金 額	3,349	7,531	3,587	8,375

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:百万円)

種 類		29年度		30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	488	38,517	479	36,840
	定 期 生 命 共 済	-	47	10	47
	養 老 生 命 共 済	250	16,262	156	14,275
	う ち こ ど も 共 済	184	2,313	114	2,225
	医 療 共 済	2	1,327	-	1,308
	が ん 共 済	-	46	-	46
	定 期 医 療 共 済	-	258	-	242
	介 護 共 済	11	118	20	135
	年 金 共 済	-	-	-	-
	建 物 更 生 共 済	10,495	94,381	11,177	93,217
合 計		11,246	150,956	11,844	146,113

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む))です。介護共済は一時払契約の死亡給付金額です。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類		29年度		30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		0	11	0	11
が ん 共 済		0	1	0	1
定 期 医 療 共 済		0	0	0	0
合 計		0	13	0	13

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類		29年度		30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		12	195	26	217
合 計		12	195	26	217

(注) 金額は、介護共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類		29年度		30年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前		30	547	62	571
年 金 開 始 後		-	423	-	402
合 計		30	971	62	974

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

(5)短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	29年度		30年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	17,057	15	16,913	15
自 動 車 共 済		122		121
傷 害 共 済	14,029	4	17,020	4
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	18	0	18	0
賠 償 責 任 共 済		0		0
自 賠 責 共 済		11		11
合 計		154		153

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		29年度	30年度
生産資材	肥料	177,144	163,772
	農薬	210,915	199,556
	農機具	274,617	306,532
	飼料	43,993	41,689
	生産雑資材	155,710	175,074
	計	862,380	886,623
生活物資	米	21,397	23,468
	食料品	28,685	31,537
	酒・塩	19,279	18,974
	衣料品・装飾品	11,336	9,217
	日用品	14,415	14,816
	燃料	42,573	39,580
	油類	353,318	374,363
	自動車	119,034	91,987
	その他耐久資材	199,920	200,462
	計	809,962	804,409
合 計		1,672,343	1,691,034

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		29年度	30年度
農産物	米	1,419,007	1,407,247
	麦	1,743	974
	豆類・雑穀	78,395	25,594
	種苗	317,226	329,659
	野菜	64,513	75,489
	果実	-	-
	花卉・花木	2,704	3,298
	その他	-	-
畜産物		170,109	147,651
その他		-	-
合 計		2,053,700	1,989,915

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		29年度	30年度
収入	賦課金	2,698	2,668
	指導事業補助金	10,402	11,120
	実費収入	-	-
	計	13,100	13,788
支出	営農改善費	18,562	21,755
	生活文化事業費	3,339	3,178
	教育情報費	7,147	7,179
	計	29,048	32,112

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	29年度	30年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.14	0.02
資 本 経 常 利 益 率	1.23	1.44	0.21
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.14	0.10	△ 0.03
資 本 当 期 純 利 益 率	1.42	1.06	△ 0.36

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		29年度	30年度	増 減
貯 貸 率	期 末	14.31	13.96	△ 0.35
	期 中 平 均	14.88	14.22	△ 0.66
貯 証 率	期 末	0.00	0.00	0.00
	期 中 平 均	0.00	0.00	0.00

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	29年度		30年度	
		経過措置 による不算 入額		経過措置 による不算 入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,658		4,706	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,122		1,140	
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額	3,553		3,581	
うち、外部流出予定額 (△)	△ 22		△ 11	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3		△ 3	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23		22	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23		22	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,682		4,728	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0		1	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		1	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0		1	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	4,681		4,727	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	20,210		20,062	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,010		△ 2,011	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	0		0	
うち、繰延税金資産				
うち、前払年金費用				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,011		△ 2,011	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,819		1,780	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	22,029		21,843	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.24%		21.64%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		29年度			30年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	我が国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
	我が国の地方公共団体向け			0			0
	地方公共団体金融機関向け			0			0
	我が国の政府関係機関向け			0			0
	地方三公社向け			0			0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	36,064	7,212	288	36,544	7,308	292
	法人等向け	160	160	6	227	209	8
	中小企業等向け及び個人向け	316	162	6	371	207	8
	抵当権付住宅ローン	325	111	4	221	75	3
	不動産取得等事業向け	136	134	5	87	87	3
	三月以上延滞等	12	9	0	11	7	0
	信用保証協会等保証付	3,984	387	15	3,805	370	15
	共済約款貸付	6	0	0			0
	出資等	172	172	7	172	172	7
	他の金融機関等の対象資本調達手段	4,022	10,057	402	4,022	10,057	402
	特定項目のうち調整項目に算入されないもの	146	366	15	140	351	14
	複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産			0			0
	証券化(エクスポージャー)			0			0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 2,010	△ 80		△ 2,011	△ 80
	上記以外	3,748	3,445	138	3,545	3,224	129
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				0			0
CVAリスク相当額÷8%							
中央清算機関関連エクスポージャー							
信用リスク・アセットの額の合計額		49,093	20,210	808	49,145	20,062	802
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本 額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a			所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a		所要自己 資本額 b=a×4%
			1,819	73		1,780	71
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a			所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己 資本額 b=a×4%
			22,029	881		21,843	874

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目(無形固定資産、繰延税金資産等)および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたもの該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			29年度				30年度			
			信用リスクに関するエクスポージャー			三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャー			三月以上 延滞エク スポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		264	92	-	13	260	75	-	13
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		-	-	-	-	1	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		2,981	-	-	-	2,980	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体		-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外		37,283	1,210	-	4	37,864	1,307	-	4
	個 人		4,939	4,923	-	18	4,666	4,463	-	20
	そ の 他		3,665	-	-	-	346	-	-	0
業 種 別 残 高 計			49,132	6,225	-	35	41,453	5,845	-	24
残存期間別	1 年 以 下		36,428	362	-		35,973	292	-	
	1 年 超 3 年 以 下		192	192	-		266	252	-	
	3 年 超 5 年 以 下		485	485	-		352	341	-	
	5 年 超 7 年 以 下		1,340	1,340	-		1,385	1,385	-	
	7 年 超 1 0 年 以 下		518	518	-		461	461	-	
	1 0 年 超		3,194	3,194	-		3,094	3,094	-	
	期 限 の 定 め の な い も の		3,305	132	-		4,239	18	-	
	残 存 期 間 別 合 計		45,462	6,223	-		45,770	5,843	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるものを除く)及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	29年度					30年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	23	23	—	23	23	23	23	—	22	22
個 別 貸 倒 引 当 金	41	37	—	41	37	37	37	—	33	33

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分			29年度						30年度					
			個別貸倒引当金					貸出 金 償却	個別貸倒引当金				貸出 金 償却	
			期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額			期末 残高
目的使用	その他	目的使用			その他									
法人	農 業	12	13	-	12	13	-	13	13	-	13	13	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・ サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人		25	23	-	25	23	-	23	19	-	23	19	-	
業 種 別 計		41	37	-	41	37	-	37	33	-	37	33	-	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		29年度			30年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	387	387	-	370	370
	リスク・ウェイト 20%	7,040	173	7,214	7,038	271	7,309
	リスク・ウェイト 35%	-	111	111	-	75	75
	リスク・ウェイト 50%	-	0	0	-	0	0
	リスク・ウェイト 75%	-	162	162	-	207	207
	リスク・ウェイト 100%	160	3,756	3,917	209	3,489	3,699
	リスク・ウェイト 150%	-	4	4	-	1	1
	リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	10,423	10,423	-	10,409	10,409
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計		7,200	15,016	22,218	7,247	14,822	22,070

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるものを除く)及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	29年度		30年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	18	0
中小企業等向け及び個人向け	3	0	2	0
抵当権付住宅ローン	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	4	0	4	0
証券化(エクスポージャー)	0	0	0	0
中央清算機関関連	0	0	0	0
上記以外	69	0	63	0
合計	77	0	88	0

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当しま

2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	29年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3148	3148	3148	3148
合 計	3148	3148	3148	3148

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

29年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

29年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として算出しています。

・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(△)

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

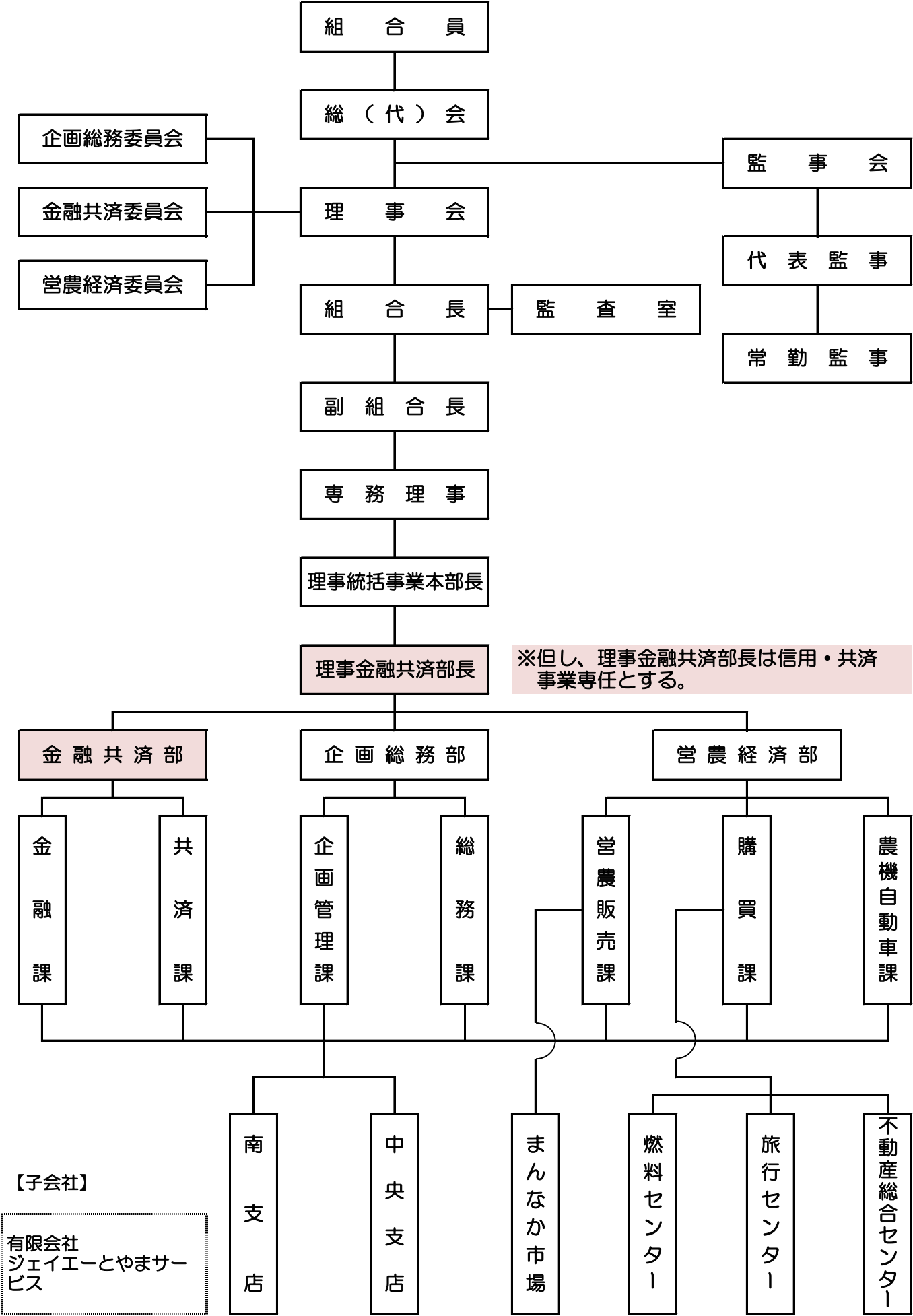
② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

	29年度	30年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	-	-

【 J A の概要 】

1.組織機構図



2. 役員一覧

(令和元年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	中 川 俊 昭	理 事	高 安 昇
副 組 合 長 理 事	藤 村 伸 生	理 事	村 井 剛
専 務 理 事	稲 田 貢	理 事	西 野 眞 智 子
理 事 統 括 事 業 本 部 長	高 野 諭	理 事	北 野 洋 子
理 事 金 融 共 済 部 長	中 野 雄 一 郎	代 表 常 勤 監 事 (員 外)	角 谷 良 雄
理 事	松 田 宗 和	監 事	中 川 伸 一
理 事	高 安 重 範	監 事	山 峯 正 明

3. 組合員数

(単位: 人、団体)

区 分	29年度	30年度	増 減
正 組 合 員	2,415	2,383	△ 32
個 人	2,412	2,380	△ 32
法 人	3	3	0
准 組 合 員	1,981	1,957	△ 24
個 人	1,893	1,869	△ 24
法 人	88	88	0
合 計	4,396	4,340	△ 56

4. 組合員組織の状況

(単位: 人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
年金受給者友の会	2,348名	畜産部会	7名
青年部	53名	酒米振興会	17名
農業者協議会	103名	採種部会	48名
野菜出荷協議会	35名	JA富山市直売会	133名
花き出荷組合	15名	JA富山市オーナー会	20名

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

6. 地区一覧

富山市南部地域

7. 店舗等のご案内

(令和元年5月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本店	富山市吉岡466番地1	076-429-7555	-
南支店	富山市吉岡466番地1	076-428-1122	1台
中央支店	富山市堀川町210番地	076-425-2888	2台
機械センター	富山市吉岡465番地1	076-429-7922	-
不動産総合センター	富山市堀川町210番地	076-420-7188	-
まんなか市場	富山市堀川町212番地	076-425-7557	-
旅行センター	富山市吉岡467番地1	076-420-8111	-
燃料センター	富山市城村1番地	076-492-0380	1台
物流センター	富山市吉岡467番地1	076-428-0011	-

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	79
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	80
○ 事務所の名称及び所在地	80
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	80
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	21～30
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	57
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	57
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	57
・経常利益又は経常損失	57
・当期剰余金又は当期損失金	57
・出資金及び出資口数	57
・純資産額	57
・総資産額	57
・貯金等残高	57
・貸出金残高	57
・有価証券残高	57
・単体自己資本比率	57
・剰余金の配当の金額	57
・職員数	57
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	57～68
◇ 主要な業務の状況を示す指標	58・68
・事業粗利益及び事業粗利益率	58
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	58
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	58
・受取利息及び支払利息の増減	58
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	68
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	68
◇ 貯金に関する指標	59
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	59
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	59
◇ 貸出金等に関する指標	59～71・68
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	59
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	59
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	60
・使途別の貸出金残高	60
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	60
・主要な農業関係の貸出実績	61
・貯貸率の期末値及び期中平均値	68
◇ 有価証券に関する指標	64・68
・商品有価証券の種類別の平均残高	64
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	64
・有価証券の種類別の平均残高	64
・貯証率の期末値及び期中平均残高	68

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	9～10
○ 法令遵守の体制	11～18
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6～8
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	33～34・53
○ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	62
・破綻先債権に該当する貸出金	62
・延滞債権に該当する貸出金	62
・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	62
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	62
○ 自己資本の充実の状況	69～77
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	64
・有価証券	64
・金銭の信託	64
・デリバティブ取引	64
・金融等デリバティブ取引	64
・有価証券店頭デリバティブ取引	64
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
○ 貸出金償却の額	64